

平成24年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名	国宝重要文化財等の買上げ	担当部局庁	文化庁	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和25年度	担当課室	文化財部伝統文化課 文化財部美術学芸課	伝統文化課長 湊屋 治夫 美術学芸課長 江崎 典宏			
会計区分	一般会計	施策名	XⅢ-2 文化財の保存及び活用の充実				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	文化財保護法 第46条	関係する計画、 通知等	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針) (平成23年2月8日閣議決定) 国宝・重要文化財等買取基準 国宝・重要文化財等買取要領				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	国民共通の財産である国宝・重要文化財及びこれらに準ずる文化財(以下「国宝・重要文化財等」という。)の国内外での散逸を防ぐとともに、劣化やき損のおそれのある文化財を保護することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	転売等による散逸や、海外流出及び劣化・き損のおそれがあるなど、国において保存を図る必要のある国宝・重要文化財等について、買い取りを行う。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	1,641	1,641	2,187	1,332	1,332
		補正予算	-	-	-	-	-
		繰越し等	-	-	-	-	-
		計	1,641	1,641	2,187	1,332	1,332
		執行額	1,641	1,638	2,175	-	-
	執行率(%)	100.0%	99.8%	99.4%	-	-	
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	本事業は、国内外への散逸等を防ぎ、国において保存を図る必要のある国宝・重要文化財等について、国が買い取る事業であり、数値での定量的な成果にはなじまない。	成果実績			-	-	-
	達成度	%		-	-	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	買取物件数/年	活動実績 (当初見込 み)		22	17	29	-
				(-)	(-)	(-)	
単位当たり コスト	75,427,344(円/買取物件数)	算出根拠	平成23年度における単位あたりコスト=予算額/年間買取物件数				
平成 24 ・ 25 年 度 予 算 内 訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	国宝重要文化財等買上費	1,332 百万円	1,332 百万円				
	諸謝金	0.5 百万円	0.4 百万円				
	職員旅費	0.1 百万円	0.1 百万円				
	委員等旅費	0.1 百万円	0.1 百万円				
	庁費	0.1 百万円	0.1 百万円				
	計	1,332 百万円	1,332 百万円				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	国民共通の財産である国宝・重要文化財等の国内外での散逸を防ぐとともに、劣化やき損のおそれのある文化財を保護することを目的とし、国において保存を図る必要のある国宝・重要文化財等について、買い取りを行っている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	契約の相手方は売渡申出者(所有者)に限定される随意契約とならざるを得ないが、買取候補物件の調査審議や価格評価にあたっては、契約の透明性・公正性を図るため、外部の各専門家により構成された会議において、多角的な視点から評価を行い決定している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	転売等による散逸や、海外流出及び劣化・き損のおそれがあるなど、国において保存を図る必要のある国宝・重要文化財等について、買い取りを行う。
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	本事業において買取候補となる国宝・重要文化財等は、他に比較対象がない唯一の文化財であることから、契約相手方は売渡申出者(所有者)に限定される随意契約とならざるを得ないが、買取候補物件の調査審議や価格評価にあたっては、契約の透明性・公正性を図るため、外部の各専門家により構成された会議において、多角的な視点から評価を行い決定している。また、平成21年度からは、より一層の買取手続の透明性の確保を図るため、買取物件の概要や評価を行った各専門家の氏名について事後公表するよう改善を図ったところであり、今後も引き続き契約の適正化に努める。
	—		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り		<p>1. 事業評価の観点: 本事業は、国宝重要文化財等の国内外への散逸や劣化や毀損のおそれのある文化財を守ることを目的に、国が自ら文化財を買い上げるものであり、長期継続事業の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見: 国として必要な買上げを専門家の評価・意見に基づき実施しており、文化財の選考にあたって重点化を図るなど適切な予算執行に一層努めつつ、文化財の海外流出など国益を損ねることがないように国として現行の事業内容を維持すべきである。</p>	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(平成23年2月8日閣議決定) http://www.bunka.go.jp/bunka_gyousei/housin/kihon_housin_3ji.html</p> <p>国宝・重要文化財等買取基準 http://www.bunka.go.jp/bunkazai/kokuyuzaisan/pdf/kaitorikijun_ver03.pdf</p> <p>国宝・重要文化財等買取要領 http://www.bunka.go.jp/bunkazai/kokuyuzaisan/pdf/kaitoriyoryo_ver03.pdf</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0475	平成23年行政事業レビュー	0398

※平成23年度実績を記入

文化庁
2,175百万円

諸謝金 0.7百万円
委員等旅費等 0.3百万円 } を含む

事業概要
売渡申出者から申し出のあった文化財
を購入し、購入代金を支払う。



【随意契約・購入】

売渡申出者
(全29名)
2,174百万円

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.個人A			C.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	物品費	文化財の買上	500			
	計		500	計		0
	B.			D.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
計		0	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	文化財の売り渡し	500	随意契約	—
2	個人B	文化財の売り渡し	300	随意契約	—
3	有限会社神田紫雲洞	文化財の売り渡し	229	随意契約	—
4	財団法人セゾン現代美術館	文化財の売り渡し	229	随意契約	—
5	個人C	文化財の売り渡し	216	随意契約	—
6	株式会社戸田商店	文化財の売り渡し	210	随意契約	—
7	株式会社水戸幸商会	文化財の売り渡し	83	随意契約	—
8	個人D	文化財の売り渡し	65	随意契約	—
9	株式会社水戸忠	文化財の売り渡し	53	随意契約	—
10	株式会社水戸忠	文化財の売り渡し	53	随意契約	—